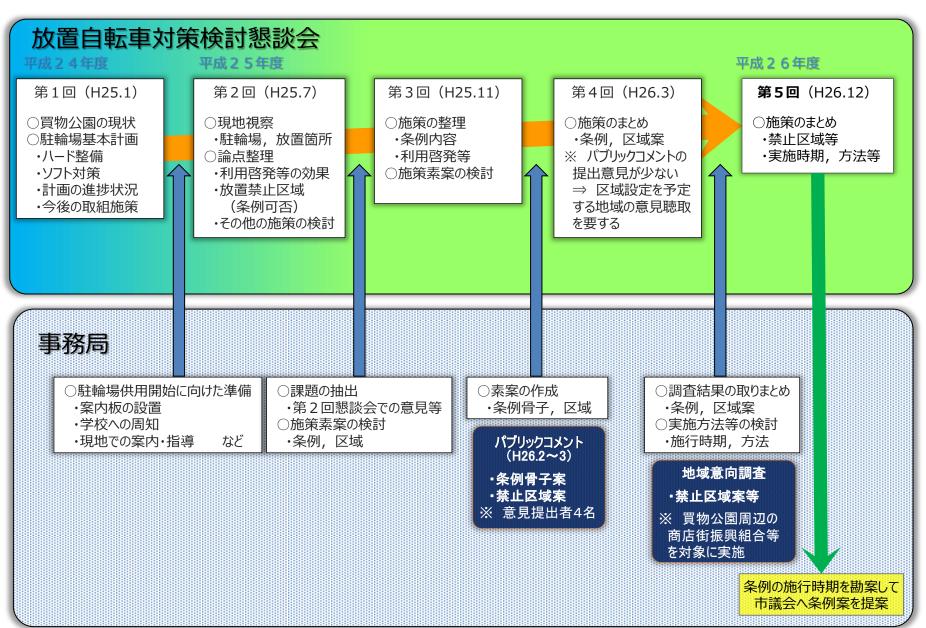
旭川市放置自転車対策検討懇談会(第5回) 資料

平成26年12月25日(木)

目 次

1	検討経過等	1
2	条例,禁止区域等の設定に関する調査の結果	3
3	条例案,禁止区域等案	8
4	条例の施行方法等	1 2

1 これまでの検討経過等



第1回(H25.1)

- ○買物公園等の放置自転車の現状
- ○駐輪場基本計画とその進捗状況
- ○今後の取組施策

自転車の放置禁止区域の設定など

主な意見

- ・禁止区域は、駐輪需要に応じた駐輪施設が必要
- ・ 自転車は都市内の重要な交通手段であり、利用制限せずに一定の駐車秩序を保つ施策の検討が必要
- ・ 禁止区域周辺に路上駐輪が集中しない対策の検討も必要
- 買物客の利便を損なわない施策を検討して、商店街への影響を考慮することが必要

第2回(H25.7)

- ○現地視察
- ・駅前広場駐輪場など
- ・放置の発生箇所
- ○駐輪場の利用推進と啓発等の効果
- ○放置禁止区域設定の可否

主な意見

- ・ 通勤等の長時間駐輪自転車については、駐輪場への誘導案内を早朝の通勤時間帯から実施し、事業者や学校と連携して公共駐輪場の利用を推進してはどうか
- ・ 区域周辺への影響等も考慮し、路上駐輪が集中する場所を含めて包括的に禁止区域を設定すべき
- ・ 禁止区域の設定は、需要に応じた駐輪施設整備を行い、買物客の利便低下や商業環境悪化が生じないよう内容を検討の上、時間をかけて行うべき
- ・ 自転車ラックを民地や空地への増設を検討し、駐輪環境の充実を図るべき
- ・ 買物客が商業施設付近の自転車ラックを利用可能になって禁止行為と区域等の設定が可能となるのではないか
- ・ 駐輪場の利用増により路上駐輪は減少しており、マナー向上によって低コストで問題を解消できるのではないか

第3回(H25.11)

○施策の整理

- ・禁止区域等設定の要件と範囲
- ・放置の防止に関する条例骨子案

主な意見

- ・ 旭川市の顔「買物公園」が「放置自転車通り」となっている現状の改善には設定が必要
- ・ 行政と住民が放置自転車の解消に徹底して取り組むために禁止区域は必要
- ・既存商店街への影響を慎重に検討してから商業者や住民の理解と合意を得て設定すべき
- ・ 通勤等長時間駐輪自転車を駐輪場へ誘導し、商業施設近くの駐輪施設を買物客用等に確保してから行うべき
- まちなかを賑やかにしようとしているときに厳しい規制は好ましくない
- ・ 駐輪環境が整っていない場所を禁止区域にすると自転車の利便低下を招き、住民生活や商業活動への影響が懸念される
- ・現在の駐輪環境で4条通までの設定が困難ならば、せめて大型店のある2条通までを禁止区域とすべき
- ・ 禁止区域等は駐輪環境等に応じた禁止・規制・指導の区域を「買物公園」全域に住民等の理解を得るなど議論を深めてから設定すべき

第4回(H26.3)

○施策のまとめ

- ・パブリックコメントの結果
- ・条例素案,禁止区域等の案



主な意見

- ・ 条例は制定するが、区域設定は条例施行後でも可能なことから、今後の駅周辺の大型商業施設の進出や他の土地利用 状況による歩行者や車両の流れの変化を見極めてから禁止区域を設定することも検討すべき
- ・ 禁止区域を設定し、不法駐輪を排除していくには、商業者も現状よりも多くの駐輪スペースを設けるなどの協力をしていくべきで、そうすることで買物客の利便を図り、商業活動の活性化に繋がるのではないか
- ・ パブリックコメントの意見提出者が少なく、市民全体の意見とは言えないため、今少し時間をかけて進めるべき

「①条例化を進める ②禁止区域等の設定はC案 ③今後、状況の変化に応じて区域変更を行う」を基本的考えとするが、パブリックコメントの意見提出が 少数であったことから、民意の適正な把握を目的に、区域設定に関わる利害関係者の意見聴取を実施し、この結果をもとに次回懇談会を開催する。

2 条例,禁止区域等の設定に関する調査の結果

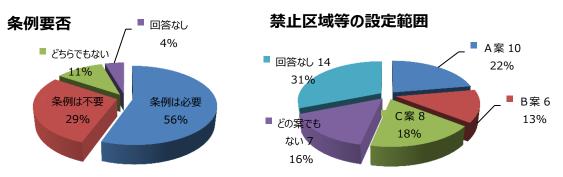
(1) 実施内容

- ・ 配布資料 参考資料のとおり
- ・調査の内容
- ① 放置自転車を撤去し、所有者等への返還時に撤去等の費用を徴収する条例を定めるべきかどうか
- ② 条例を定める場合、自転車の撤去等を行う区域(自転車の放置禁止区域等)の設定範囲
- ③ 買物公園等の放置自転車に関する意見
- ・ 調査対象 平和通商店街振興組合及び平和通三和商店街振興組合の組合員並びに大型店(95件)

(2) 実施結果

- 調査票回収件数 45件(回答率47.36%)
- ・ 回答内容 次表のとおり

項目	回答内容																	
条例		必	要		不要				どちらでもない				回答なし					計
要否	25				13				5				2				45	
禁止	A案				B案				C案				どの案でもない 回答 なし				回答 なし	計
区域等の	10			6				8				7						
設定	条例 必要	条例 不要	どちら でも	回答 なし	条例 必要	条例 不要	どちら でも	回答 なし	条例 必要	条例 不要	どちら でも	回答 なし	条例 必要	条例 不要	どちら でも	回答 なし	14	45
	10	0	0	0	5	0	1	0	4	3	1	0	4	1	2	0		



ア 条例の要否についての自由意見

【意見1】

旭川市の近々の都市計画の大間違いで,日本で,世界で始めて造った買物公園を台無しにしてしまった。今,変な条例を決めるより,自動車は道路片側一時駐車可,自転車は自由通行可とか…する方策が良いです。アレモ駄目,コレモ駄目,うるさくすると人はほとんど来なくなります。条例も決め,きちんときれいになった時は,お客様もいなくなり,死んだ街通り…目に浮かびます。責任は誰が取るの…?

【意見2】

北国では雪のない時自転車は快適な乗りものである。禁止的条例ではなく、協働的考え方を基本とすべきだ。

【意見3】

宮下〜2条まではデパートや駅・バス乗り換えのため放置自転車多いが、3条以北はそれ程ではなく、条例制定による中心部への自転車来客が減るのが心配である。宮下〜2条は制定、3条以北は不要

【意見4】

店舗側としては、自転車で気軽に来店していただきたいので、短時間での放置になっていない。買物公園での催し物がある時だけ規制するといい。

【意見5】

条例はいらないが、(2)のC案はあたりまえと思います。

イ 禁止区域等の設定範囲についての自由意見

【意見1】

放置はもちろん禁止と考えます。しかし,自転車は気軽に街に来たり,サイクリングロードなど使用して,ヨーロッパのようにどんどん使用した方が街の活性化になると思います。よって,自転車の置く位置をはっきりさせること,レンタサイクルの活用など,むしろ自転車を中心に,しかしルールを持ってというスタイルが理想と考えます。

【意見2】

基本買物公園に近くなければならず目的の場所近くの余り土地を利用できたら良いと思います。

【意見3】

駐輪しやすい, 最適場所を考えること。 歩行との共生を徹底的に考えること。 使わなくしている椅子の場所などを考えたらどうか?

【意見4】

旭川駅~2条通までの方が良い。

【意見5】

一定期間放置経過したら撤去は全域、駐輪施設が完備するとは思えないので、全域を指導区域とする。

【意見6】

高齢者の雇用促進、運動不足解消、ボケ防止等々シルバー人材を雇い、街・通りそのものをきれいに心もきれいにする市にすれば他の市の模範となります。

ウ 買物公園の放置自転車についての自由意見

【意見1】

買物公園は基本駐輪禁止にして短時間の駐輪は大目に見ることが大切だと思います。そうしないと買物公園に来るお客様がもっと減ってしまいます。

【意見2】

放置自体はよくないが、買物公園の自転車に対する規制は、あまりにも厳し過ぎると思う。もう少し緩和してほしい。平日の昼間から警察官が注意する姿は切ない…

【意見3】

駐輪や放置自転車は特に1条から2条の間が最も多いですね。3条4条になると駐輪放置は少ないです。さらに4条から8条に至ってはほとんど自転車の姿は見受けられません。

私は思うんですが、1条から4条までは条例は必要ですが、4条から8条までは条例不要でいいと思います。それと自転車は圧倒的に若者、学生さんが多いと思います。その人達を指導していただきたいと思います。

【意見4】

自転車に乗って町中に来る人は遠くからも来ます。自分の目的の場所近くにとめておけるのが一番良いでしょう。余り地, 駐車場の一角などに作ってはいかがでしょう。

【意見5】

自転車を留めて、5日~1週間以内であればOK,5日~1週間以上放置すれば撤去で良いと思う。

自転車で中心部・買物公園に来ること自体はとても歓迎すべき事であり、むやみに規制すべきではない。又、買物公園に自転車専用レーンを作り、堂々と乗れる状況を作り、歩行者と衝突を避けるのが優先すべきこと。今の状態ではいつ警察に指導されるかハラハラして乗らなければならない。(本来、乗車禁止であるが、知らない市民、知っていても乗る市民がいて現状無くならない)

【意見6】

- ①現状、集客力が低下しているのに更に自転車の乗り入れ迄禁止してしまうのは如何なものか?
- ②放置自転車については、貼り紙等でマナーの向上に努め、旭川市民の良識に委ねるべきではないでしょうか?
- ③自転車の通行区分帯を設けては?

【意見7】

学生・主婦等が自転車で移動できる季節はとても便利で楽しい時であり, 「禁止」ではなく「楽しく」「安全」な市民社会づくりをめざすべきだろう。「都市デザイン」の問題である。

【意見8】

旭川市民は、老人と子供達がだんだん増えてきます。 空き店舗があれば駐輪場に少しすれば如何でしょうか。

【意見9】

- ・どれだけトラブルがあるのか不明です。
- ・雪のない時期、自転車で来街する機会を取り締まりで禁じるような考え方は取ってはいけない。駐輪しやすい環境を徹底的に考えることが先決だ。

【意見10】

買物公園に自転車が置ける設備を整備すればよいと思います。

【意見11】

道路に自転車が感じるほどの凹凸をつける。

【意見12】

- ・運転中のマナーが悪いので(スピード、スマホ操作のながら運転など)注意が必要だと思います。
- ・駐輪場の場所や有無が殆ど知られていないので、もっと分かりやすい表示があると良いと思います。

【意見13】

4条以北は自転車の乗り入れを許可すべき、自転車をもっと使用し易い様にすべき

【意見14】

- ①基本的な部分で本来禁止されているのに買物公園を自転車に乗って通行する人がいてあぶないので、公園自体の進入を禁止してはどうか、仮に乗っていなくてもNG。そのかわり、自転車で買物公園に来られる方の為に市の方で買物公園付近に自転車駐輪場を用意し、そこを利用してもらう。できれば買物公園は縦に長いので、数箇所あれば助かる。
- ②企業との交渉が必要ですが、駐車場を駐輪場として一部利用させてもらう。
- ③両案とも買物公園利用者が減る影響あり、対策として駐輪場を利用したら何か得な得点がつくというのはどうか。

【意見15】

- ・放置自転車より買物公園での乗車の方が危ないと思う。
- ・スケボがいいのに、なぜ自転車はいけないのかという声もある。
- ・学生の放置と年寄りの放置の場合も違うだろうし、子供連れの方の場合も大変さが違うので、誰をターゲットにするかにもよる。

【意見16】

- ・自転車利用の買物客は多い
- ・規制はダメ
- ・注意は良いが、住所・氏名まで聞くのは…どうかと思う

【意見17】

放置自転車のスズランテープで見分けているのは良いと思いますが,赤色になってもそのまま放置されているのは意味がない。赤色はただちに撤去して良いと思う。

放置自転車とは少し違いますが,自転車は通行OKにするべき,真ん中の部分は,自転車通行OKにしてほしい。放置自転車の条例ができたとしたら, 通行もきびしく取り締まられて,自転車通行もできなくなって,ますます買物公園の人が少なくなってしまいそう。 買物公園をどうしたら良いのか?何をしたいのか 問いたい。

【意見18】

アレモ了解,コレモ了解。兎に角みんな買物公園通に寄ってきてください。ショッピングしてください。樹々が無く,ベンチも無く,夏は暑く(コンクリート道路), 冬は寒い(風吹き抜く道路),淋しい街になってしまいましたけれど,市民一人一人がナントカこの街,買物公園通りを一日でも延命しましょう。将来の子供 達の為に…。行政を当てにしたら,それこそ駄目です。アリバイづくりに利用しないでください。集計結果必ず買物公園事務所に報告願います。

3 条例案,禁止区域等案

旭川市自転車の放置の防止に関する条例(仮称)

(目的)

第1条 この条例は、自転車の駐車秩序を確立し、道路その他の公共の場所における自転車の放置を防止することにより、良好な歩行環境 を確保し、及び良好な景観を保全して、交通環境、生活環境及び都市機能の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公共の場所 道路,公園,駅前広場その他の公共の用に供する場所をいう。
 - (2) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (3) 駐輪場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。
 - (4) 放置 自転車が駐輪場以外の公共の場所において,自転車の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)が,自転車を離れて 速やかに当該自転車を移動することができない状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車の放置の防止に関し必要な施策の実施に努めるものとする。

(利用者等の責務)

- 第4条 自転車の利用者等は、公共の場所に自転車を放置してはならない。
- 2 利用者等は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 自転車の所有者は、その所有する自転車に自己の住所及び氏名を明記し、及び防犯登録を受けるよう努めなければならない。 (施設の設置者又は管理者の責務)
- 第5条 官公署,学校,図書館等公益的施設及び百貨店,事務所,スーパーマーケット,銀行,遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者又は管理者は,市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

- 第6条 自転車の小売りを業として営む者は、自転車の販売に当たっては、自転車の購入者に対して防犯登録を受けることの勧奨に努めなければならない。
- 2 自転車の小売りを業として営む者は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共交通事業者の責務)

第7条 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に規定する鉄道事業者及び道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「公共交通事業者」という。)は、市長が実施する自転車の放置の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(放置禁止区域等の指定等)

- 第8条 市長は、駐輪場が整備されている区域内で、自転車の放置により良好な生活環境等が著しく阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置を禁止する区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、放置禁止区域の周辺の地域において、自転車の放置が増大し、良好な生活環境等が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置を規制する区域(以下「放置規制区域」という。)として指定することができる。
- 3 市長は、自転車の放置の発生により、良好な生活環境が阻害され、又はそのおそれがあると認められる公共の場所を自転車の放置指導 区域(以下「放置指導区域」という。)として指定することができる。
- 4 市長は、必要があると認められるときは、放置禁止区域、放置規制区域又は放置指導区域を変更し、又は解除することができる。
- 5 市長は,第1項から第3項までの規定に基づき放置禁止区域,放置規制区域又は放置指導区域を指定したときは,告示するものとする。当該指定を変更し,又は解除したときも同様とする。

(自転車の放置の禁止)

第9条 自転車の利用者等は,放置禁止区域及び放置規制区域(以下「放置禁止区域等」という。)において,自転車の放置をしてはならない。

(放置に対する措置)

- 第10条 市長は、放置禁止区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車を撤去することができる。
- 2 市長は、放置禁止区域等内に自転車が放置されているときは、当該自転車を駐輪場その他適切な場所に移動し、又は当該自転車の利用 者等に対し、駐輪場その他適切な場所に移動を命ずることができる。
- 3 市長は、放置規制区域内において、自転車の利用者等が前項の規定による命令に従わず、相当の期間を経過してもなお自転車を放置しているときは、当該自転車を撤去することができる。
- 4 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されているときは、当該自転車の利用者等に対して駐輪場その他適切な場所に移動することを 指導することができる。

- 5 市長は、放置指導区域内に自転車が放置されていることにより、公共の場所の管理上支障となると認めるときは、当該自転車を駐輪場 その他適切な場所に移動することができる。この場合において、市長は、自転車を移動したこと等を当該自転車が放置されていた場所に 掲示するものとする。
- 6 市長は、第1項又は第3項の規定に基づき自転車を撤去したときは、当該自転車を保管しなければならない。 (撤去した自転車の取扱い)
- 第11条 市長は、前条第6項の規定により自転車を保管したときは、その旨を告示するものとする。
- 2 市長は、前条第6項の規定による自転車の保管に不相当な費用がかかるときは、当該自転車を売却し、当該売却代金を保管することができる。この場合において、市長は、当該自転車につき、買受人がいないとき、又は形状その他の要素を勘案して売却することができないと認めたときは、当該自転車の廃棄等の処分をすることができる。
- 3 市長は、保管した自転車の利用者等が判明したときは、当該自転車を利用者等に返還するものとする。 (費用の徴収)
- 第12条 市長は,第10条第6項の規定により保管した自転車について,当該自転車の撤去及び保管に要した費用として 円を当該自 転車の引き渡しを受けようとする者から徴収することができる。
- 2 市長は、特に理由があると認めたときは、前項の費用を免除することができる。 (委任)
- 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

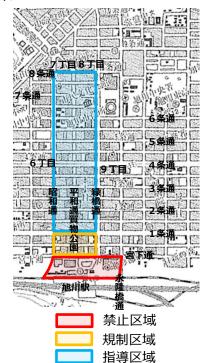
附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
 - (旭川市駐輪場条例の一部改正)
- 2 旭川市駐輪場条例(平成24年条例第67号)の一部を次のとおり改める。

禁止区域等案

案1

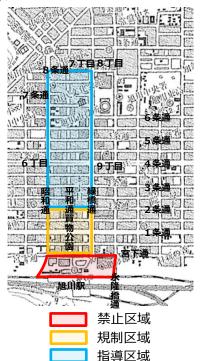


駐輪需要に応じた駐輪施設が設置された区域(旭川駅-1条通)のうち旭川駅前広場とその周辺を禁止区域とします。

宮下通から1条通までも放置を禁止しますが、商業施設への買物利用などの多い場所ですので、長時間・一定期間以上放置された自転車を撤去する規制区域として指定し、これら以外の区域は指導区域とする案です。

- ・禁止区域 旭川駅から宮下通まで
- ・規制区域 宮下通から1条通まで
- ・指導区域 1条通から8条通まで

案2



案1と同様に旭川駅前広場とその周辺 を禁止区域とします。

商業施設への買物利用などの多い宮下通から2条通までは、長時間・一定期間以上放置された自転車を撤去する規制区域として指定し、これら以外の区域を指導区域とする案です。

- ・禁止区域 旭川駅から宮下通まで
- ・規制区域 宮下通から2条通まで
- ・指導区域 2条通から8条通まで

○自転車の放置を禁止する区域を設定することが望ましい要件

I 道路など公共の場所の機能低下を防止する必要がある区域

駐輪需要の著しい場所

放置が多数発生 (又はそのおそれ)

歩行者等の通行を阻害 (又はそのおそれ)

放置自転車を撤去して 歩行環境の改善を図る 必要性が高い区域

II 駐輪需要に見合う駐輪施設が 整備された区域

需要に応じた施設が 無い場合

施設を利用できな かったものも違法

自転車利用を制限するおそれ

Ⅲ 地域から合意が 得られた区域

地域の商業者や住民の 不利益の回避

放置自転車の解消には 区域内の商業者や 住民の理解と協力 が必要

※ Ⅰ, Ⅱ及びⅢの要件を満たす区域で 禁止区域の設定が望ましい

※ 自転車の放置を禁止する区域【禁止区域】

- ・需要に応じた駐輪施設がある区域で自転車の放置により良好な生活環境等が著しく阻害され、又はそのおそれがある区域に指定します。
- ・放置された自転車は撤去します。
- ・放置された自転車を、駐輪場などの適切な場所への移動をその利用者に命じ、又は市が移動します。

※ 自転車の放置を規制する区域【規制区域】

- ・放置禁止区域の周辺の地域で自転車の放置が増大し、良好な生活環境等が阻害され、又はそのおそれがある区域に指定します。
- ・放置された自転車は、その自転車の利用者に移動を命じ、一定期間経 過後も放置しているときにはその自転車を撤去します。
- ・放置された自転車を、駐輪場などの適切な場所への移動をその利用者に命じ、又は市が移動します。

※ 自転車の放置指導区域【指導区域】

- ・自転車の放置の発生により良好な生活環境等が阻害され、又はそのお それがある区域に指定します。
- ・放置された自転車の利用者に駐輪場などの適切な場所への移動を指導します。
- ・放置が公共の場所の管理上支障となる場合には, その自転車を駐輪場 などの適切な場所に移動します。

4 条例の施行方法等

自転車の放置の防止に関する条例(仮称)は、道路や駅前広場などの公共の場所を自転車の放置を禁止する区域に指定すること、この区域内で放置された自転車を撤去し、保管すること、及び保管した自転車の返還時に費用を徴収することについて定めるものです。

この条例を円滑に施行するためには、条例内容が市民生活や、条例により禁止区域等の指定がなされた区域の事業者等へ大きな影響を 及ぼすものでありますので、こうした影響を最小限にとどめるよう次のような取扱いが必要と考えられます。

(1) 施行日までの周知期間の確保 一定の周知期間を設けて十分な周知を行う。



少なくとも3か月間から6か月間の周知期間が必要と考えられることから、条例は、公布日から3か月後に施行する。

・3月末に公布 ⇒ 7月1日から施行

(2) 条例施行後の運用 多くの市民に条例内容が知れ渡るまでの間, 弾力的な条例の 運用を行い, 周知を図る。



- ・放置自転車を確認し、移動を命じてから撤去を行うまでの期間について、当初は数日間とし、段階的に短縮していてと。
- ・撤去,保管した自転車を返還する際の費用徴収を一定期間 行わないこと。

○ 他都市の条例公布から施行までの(周知)期間

都市名	条例の公布日	条例の施行日	周知期間	備考						
札幌市	H7.10.6	H8.4.1	6月							
帯広市	H10.6.29	H11.3.1	8月							
江別市	H9.3.31	H9.10.1	6月							
岩見沢市	H20.12.22	H21.4.1	3月							
名古屋市	S63.4.1	S63.10.1	6月	政令指定都市						
福岡市	S60.4.1	S60.10.1	6月	政令指定都市						
浜松市	H6.3.31	H6.10.1	6月	政令指定都市						
秋田市	H1.7.1	H1.11.18	5月	中核市						
横須賀市	H3.10.1	H4.5.1	7月	中核市						
岐阜市	H4.3.31	H4.11.1	6月	中核市						
八王子市	H3.4.12	H3.10.1	6月							